平成２３年（フ）第２９７２号
大阪府八尾市桜ケ丘３丁目45番地　リバティ桜ヶ丘Ⅱ―416号
債務者　後藤田　徹
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９８６号
大阪府大東市三箇１丁目７番15号
債務者　前野　憲二
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９９１号
大阪市北区天神橋３丁目10番30―913号
債務者　吉本　康洋
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０４５号
大阪府寝屋川市打上宮前町３番１―204号
債務者　吉井　一雄
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１００号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目６番39号キャピタル住之江104号
債務者　宮脇　太郎
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３６２号
大阪府枚方市堤町９番33―101号
債務者　黒田　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５１０号
大阪市西淀川区花川１丁目10番６号
債務者　髙橋　信一
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５１１号
大阪市西淀川区花川１丁目10番６号
債務者　髙橋富士子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５３２号
大阪府東大阪市小若江３丁目10番24号
債務者　中　八千代
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６５０号
大阪市旭区高殿５丁目12番６―824号
債務者　南　　寿子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６５５号
大阪市住之江区西住之江２丁目11番24号
債務者　竹中　律子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６７５号
大阪市西淀川区姫里１丁目26番21号　姫里プラザ202号室
債務者　福田　　修
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７３７号
大阪府東大阪市西堤学園町２丁目３番22―Ｃ101号　サンビレッジ・ラポールＣ―101号
債務者　茂山薫こと　孫　　薫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７５１号
大阪市平野区瓜破４丁目１番３―306号
債務者　小山　　茜（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７９２号
大阪市大正区千島３丁目４番15号　アミティー大正４Ｄ
債務者　天野　勝仁
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８１５号
大阪市東淀川区東中島１丁目17番１―301号
債務者　矢野ひろみ
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８１８号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目２番19―205号、住民票上の住所大阪市住之江区南港中３丁目３番36―702号
債務者　鳥越　義晴
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８１９号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番３―203号
債務者　上野　好美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部